財政金融委員会

委員一覧(25名)

(1) 審議概観

第168回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件(財務金融委員長)であり、可決した。

また、本委員会付託の請願27種類306件のうち、1種類1件を採択した。

〔法律案の審査〕

いわゆる「振り込め詐欺」の被害者が犯罪者等を名義人とする預金口座に振り込んだ資金は、現在の法制では、口座名義人のみが払い戻し請求権を有するとされている。これらの資金は、簡易の手続により被害者に還付することが困難であることから、相当な金額が金融機関に滞留されたままになっているとされている。犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案は、犯罪者であると推定される口座名義人の預金債権をいったん失権させるという民法の特則を定め、しかるの後に被害者に支給する手続を整備しようとするものであり、全会一致をもって可決された。

[国政調査等]

10月30日、円為替レートと経済のファンダメンタルズとの関連性についての財務大臣の見解、政府の経済財政に関する諸試算の相違点、租税特別措置の政策目的・適用状況についての検証状況、政府系投資会社を通じた運用についての金融担当大臣の見解等について質疑を行った。

11月1日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書(平成19年6月8日提出)について、福井日本銀行総裁より説明を聴取し、上記報告書に関し、継続的な消費者物価指数の低下と日銀の金融政策との整合性、日銀総裁・副総裁が欠員となった場合、国会の同意を得ていない日銀理事が総裁の職務を行うことの是非、サブプライムローン問題が日本の金融機関に与える影響等について質疑を行った。

11月6日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成19年6月12日提出)について、渡辺内閣府特命担当大臣から説明を聴取し、預金保険機構の一般勘定、住専勘定の資産・負債金額及びその差額を解消するための方策、足利銀行の受皿候補選定作業の状況と利益相反防止のための措置、日銀が買入れを行った株式を一部処分した理由及び情報漏洩防止のための措置等について質疑を行った。次いで、参考人株式会社日本総合研究所高橋進副理事長、東京大学大学院植田和男経済学研究科教授、東短リサーチ株式会社加藤出取締役チーフエコノミスト、みずほ証券株式会社高田創チーフストラテジストに対し、外国為替資金特別会計における外貨準備高の水準の妥当性及び今後の調整方法、日米欧の金利政策の傾向から見た今後の日銀の利上げの困難性、日銀総裁に求められる資質等について質疑を行った。

11月22日、防衛省問題と財務大臣の関係、整理回収機構が行った和解に瑕疵があったときの金融庁の対応、政府の事業における不公正取引等の監視を強化するための方策、プライマリーバランスの黒字化に向けた財務大臣の決意等について質疑を行った。

11月27日、防衛省問題と財務大臣の関係に関する件について前防衛事務次官守屋武昌君及び財務大臣額賀福志郎君を証人として出頭を求めることを決定した。

(2)委員会経過

- 〇平成19年10月23日 (火) (第1回)
 - ○理事の選任及び補欠選任を行った。
 - ○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

〇平成19年10月30日(火)(第2回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○国際金融に関する件、租税特別措置に関する件、景気動向に関する件、国有財産の有 効活用に関する件、多重債務者対策に関する件、証券税制に関する件等について額賀 財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、遠藤財務副大臣、山本内閣府副大臣、政府参考 人、会計検査院当局、参考人日本銀行理事堀井昭成君及び同銀行理事稲葉延雄君に対 し質疑を行った。

〔質疑者〕円より子君(民主)、尾立源幸君(民主)、富岡由紀夫君(民主)、愛知 治郎君(自民)、田村耕太郎君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀 史君(共産)

〇平成19年11月1日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する

件について参考人日本銀行総裁福井俊彦君から説明を聴いた後、渡辺内閣府特命担当 大臣、額賀財務大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武 藤敏郎君、同銀行理事稲葉延雄君及び同銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君(民主)、川崎稔君(民主)、森田高君(民主)、田村耕太郎 君(自民)、白浜一良君(公明)、大門実紀史君(共産)

○参考人の出席を求めることを決定した。

〇平成19年11月6日(火)(第4回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の 処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について渡辺内閣府特命担 当大臣から説明を聴いた後、同件、銀行の貸手責任に関する件、地域金融機関の不良 債権処理に関する件、国の助成金に関する件等について渡辺内閣府特命担当大臣、額 賀財務大臣、山本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君に 対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君(民主)、水戸将史君(民主)、荒木清寛君(公明)、大門実 紀史君(共産)

○金融政策に関する件について参考人株式会社日本総合研究所副理事長高橋進君、東京 大学大学院経済学研究科教授植田和男君、東短リサーチ株式会社取締役チーフエコノ ミスト加藤出君及びみずほ証券株式会社チーフストラテジスト高田創君から意見を聴 いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕円より子君(民主)、大塚耕平君(民主)、森まさこ君(自民)、荒木清 寛君(公明)

〇平成19年11月22日(木)(第5回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○防衛省問題と財務大臣の関係に関する件、財政再建に関する件、中小企業金融に関する件等について額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、山本内閣府副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際交流基金理事大久保良夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 辻泰弘君(民主)、大塚耕平君(民主)、愛知治郎君(自民)、白浜一良君(公明)、大門実紀史君(共産)

〇平成19年11月27日(火)(第6回)

○財政及び金融等に関する調査のうち、防衛省問題と財務大臣の関係に関する件について前防衛事務次官守屋武昌君及び財務大臣額賀福志郎君を証人として出頭を求めることを決定した。

〇平成19年12月13日(木)(第7回)

○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案(衆第 13号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長原田義昭君から趣旨説明 を聴いた後、可決した。

(衆第13号) 賛成会派 民主、自民、公明、共産 反対会派 なし

〇平成20年1月15日(火)(第8回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○請願第1331号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、 第1号外304件を審査した。

(3) 議案の要旨

〇成立した議案

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する 法律案(衆第13号)

【要旨】

本法律案は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、預金口座等に係る取引の停止等の措置

金融機関は、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認める預金口座等について、取引の停止等の措置を適切に講ずる。

- 二、預金等に係る債権の消滅手続
 - 1 金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認める 預金口座等について、預金保険機構に対し、預金等に係る債権の消滅手続の開始に係 る公告を求めなければならない。預金保険機構は、公告の求めがあったときは、遅滞 なく、公告しなければならない。
 - 2 名義人等による権利行使の届出等に係る期間内(公告があった日の翌日から起算して60日以上)に、権利行使の届出等がないときは、預金等に係る債権は消滅する。
- 三、被害回復分配金の支払手続
 - 1 金融機関は、預金等に係る債権が消滅したときは、預金保険機構に対し、被害回復 分配金の支払手続の開始に係る公告を求めなければならない。預金保険機構は、公告 の求めがあったときは、遅滞なく、公告しなければならない。
 - 2 金融機関は、被害者からの支払申請期間内(公告があった日の翌日から起算して30 日以上)に、被害回復分配金の支払の申請があった場合において、支払該当者決定を

行ったときは、遅滞なく、支払該当者決定を受けた者に対し、被害額により按分した額の被害回復分配金を支払わなければならない。

四、その他

犯罪被害者等の支援の充実、預金等に係る債権が消滅した場合における名義人等の救済措置及び政府による法律の内容の周知等について、所要の規定を定める。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。